

えがお

第47号(令和6年8月)

〔発行〕 会長 村田 博

〔編集〕 広報部

〒337-0053

さいたま市見沼区大和田町1-1387-1

電話・FAX 048-687-7935

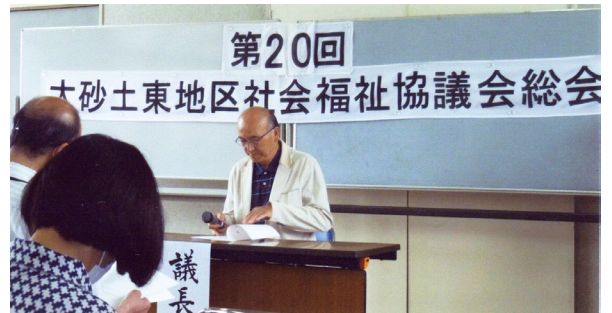
<http://oosatohigashi.sakura.ne.jp>

担当地区：大和田・島・堀崎・東大宮

第20回
定期総会開催

日時：令和6年5月19日(日) 午前10:00～

場所：大砂土東公民館レクリエーションホール



- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 議長、議事録署名人選出
- 5 議事
 - (1) 令和5年度事業報告
 - (2) 令和5年度決算報告
令和5年度会計監査報告
 - (3) 令和6年度事業計画(案)
 - (4) 令和6年度予算(案)
 - (5) 会則の一部改正について※①
 - (6) 一部役員の辞任に伴う補充について※②
- 6 閉会

※① 第10条3項を以下の通りに改正する

総会は委員総数の過半数の出席で成立し、議事は過半数の賛成により決定し、可否同数の場合は議長が決する。

なお、委任状の提出者は出席として取り扱うものとする。

※② 一部役員の辞任に伴う補充について

辞任	理事	大井 洋文	東大宮6丁目自治会会長
	理事	荻堂 喜久	事業部部长
	理事	枝久保 なほみ	事業部副部长

新任	理事	荻堂 喜久	東大宮6丁目自治会会長
	理事	高島 佐一	事業部部长
	理事	白石 八重子	事業部副部长



事業部部长 高島 佐一

身近な地域に地区社会福祉協議会(以下 地区社協)があるのはご存知ですか。

市内には52の地区社協があり、人と人がつながり、支え合う地域づくりの実現を目指して様々な取り組みが進められています。

地区社協とは、自治会・町内会、民生委員児童委員協議会を中心に老人クラブ、学校・PTAなどの地域諸団体や社会福祉施設などの様々な組織、団体で構成されており、その圏域は市内の地域福祉活動の基礎単位として設定されています。

大砂土東地区社協は

「住民の誰もが支え合い安心して暮らせるまち」を目指した住民主体の任意の団体です。





ぼっかぽかサロン

お子さんの発達やお友達関係で気になっていること、学校を休みがちになり、進路や進学に不安を抱え、相談したいけど、誰に相談してよいか分からない……。保護者の皆さんと相談員、主任児童委員とお話ししながらホッとできる場として「ぼっかぽかサロン」を開催致します。気軽に足を運んでみませんか。小さいお子さんを連れての参加も大丈夫です！

記

日 時：令和7年2月23日（日）10時～11時30分

場 所：見沼区役所1階多目的室

テーマ：「子どもが学校を休みたいと言ったら…」

「不登校その後の進路は」等

出席者：地域のボランティア（相談員等経験者）主任児童委員、民生委員児童委員

※主任児童委員、民生委員児童委員とは、担当地区において子育ての心配事など様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう関係機関への橋渡しをしています。

ミニサロン開催中

日 時：令和6年9月29日（日）・10月27日（日）・11月24日（日）
令和7年1月26日（日）・3月23日（日） 10時～11時30分

場 所：東大宮コミュニティセンター2階ボランティアビューロ

◎対象者 「ぼっかぽかサロン」「ミニサロン」共に0歳～18歳のお子さんの保護者
※それ以上の年齢でも可能です。

◎お話しいただいた相談は関係機関内で守秘し、他人に話すことはありません。

◎上記写真（左から茂木・西尾・小林）私たちと一緒に花茶でも飲みながら、おしゃべりしませんか。



健康ウォーキング同好会

代表 大平 徹

健康ウォーキング同好会は、2008年（平成20年）6月にスタートし、下記の要領で実施しています。

1. 目的：心身の健康増進と参加者の親睦を図ることを目的に定期的を実施しています。
2. 開催：毎月1回（原則として毎月末日曜日）、年間10回（8月、12月は休み）
3. 行く先：埼玉県内を中心に、東京都及び群馬県、栃木県、神奈川県、茨城県の四季豊かな自然や由緒ある文化、歴史跡を訪ねます。
4. 参加費：500円

※興味のある方は、どうぞ下記にご連絡ください。

連絡先

健康ウォーキング同好会 大平 徹

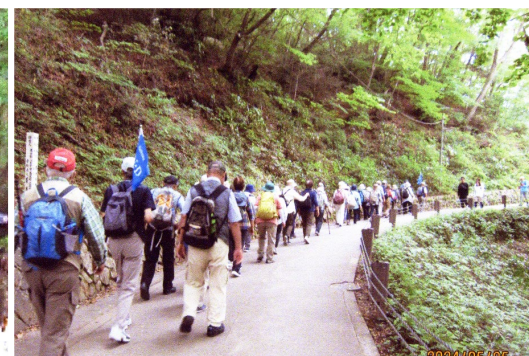
さいたま市見沼区堀崎町 1277-12

TEL/FAX 048-685-6664

携帯電話 090-5806-1625

《活動予定表》

月	日	曜日	内 容
9	29	日	「蔵の街栃木市」散策
10	27	日	清水公園と野田市「醤油の街」探訪（工場見学）
11	24	日	〈横浜・三溪園〉を訪ねる（紅葉）
12	29	日	休み
1	26	日	隅田川七福神めぐり
2	23	日	（飛行機）新整備場から穴守稲荷
3	30	日	国営昭和記念公園（桜）



成人に対する心肺蘇生措置とAEDの取り扱い方（実技と講座）

さいたま市教育委員会は、救命のためAEDを使った教職員に対して、心身をケアするよう促す通知を出した。AEDの配備が進み、救命活動を行う機会が増えるとみられている。通知は5月28日付。

通知では、救命処置をしたものの相手を助けられなかった不安になったり、「もっとできたことがあったのでは」と自責の念にかられたりすることがあるとした。「思い出すと体に反応が出る」「なかなか寝付けない」といった10項目を示し

救命処置後 心のケアに力

さいたま市教委 相談窓口を紹介

て、心身の不調をチェックするように促した。「相談、受診をためらわない」と積極的に対処するよう求め、医療従事者のNPO法人「つながいのちの輪 バイタルネットジャパン」（松伏町）を相談窓口として紹介した。

市内では、全市立校にAEDが最低1台配備されている上、校門周辺にも追加されている。市教委によると、昨年度までの10年間でAEDが67回使われた。教職員が使った例もあったという。

（令和6年6月5日（水）読売新聞埼玉版より）

◎ 東大宮コミュニティセンター第1・第2集会室

日時：1月30日（火）10：00～12：00

◎ 大砂土東公民館レクリエーションホール

日時：2月29日（木）10：00～12：00



《一次救命措置》

- ① 呼びかけによる反応の確認
- ② 呼吸の確認
- ③ 胸骨圧迫の実施
- ④ 気道の確保と人工呼吸
- ⑤ AEDを用いた除細動（電気ショック）の実施

《AEDを用いた除細動

（電気ショック）の重要性》

突然の心停止は、心臓の筋肉がけいれんを起こして細かくふるえる「心室細動」によって生じることが多く、この場合、心臓の動きを戻すには電気ショックによる「除細動」が必要になります。その場に居合わせた市民による救命処置が重要といえます。



今後の予定

日時：令和6年11月29日（金） 場所：大砂土東公民館にて実施